

公益財団法人理容師美容師試験研修センター役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターの役員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、常時勤務することを要する役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為により役員を解任された場合は、前項の規定にかかわらず退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職した役員に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が年額で定められている場合は、年額の十二分の一相当額）に、その者の勤続年数を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

(勤続年数の計算)

第4条 退職手当の算定基礎となる勤続期間は、役員としての引き続いた期間とし、任期满后、引き続き再任された場合は、引き続き在職したものとみなす。

2 前条の在職年数の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数を12で除して得た年数とする。ただし、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する

附 則

この規程は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターの設立登記の日から施行する。

